

軽自動車税(種別割)のお知らせ

◆軽自動車税(種別割)は4月1日時点の所有者に課税されます

譲渡または廃車する予定がある車両は、3月31日までに手続きをしてください。4月1日時点で所有していた場合、**1年分の軽自動車税(種別割)が課税**されます。年度の途中で名義変更や廃車手続きをしても、税額は変わりません。

◆原動機付自転車などの一時不使用を理由とした廃車申告は認められません

原動機付自転車(ミニカー、電動キックボード含む)や小型特殊自動車の廃車手続き後、継続して車両を所有していることが判明した場合は、**さかのぼって軽自動車税(種別割)を課税**することがあります。

◆手続き・問い合わせ先

・バイク(125cc/1.0kW以下)
・ミニカー(50cc/0.6kW以下)
・電動キックボード(0.6kW以下)
・小型特殊自動車(農耕用・特殊作業用)
●税務課(内線117)

125ccを超えるバイク

●長崎運輸支局 東長崎庁舎
長崎市中里町1368
☎050・5540・2083

軽自動車

●全国軽自動車協会連合会
長崎事務所
長崎市中里町1590-3
☎095・838・3244

※所有者が亡くなっている場合は、**必ず相続による名義変更などの手続き**をお願いします。

◆軽自動車税(種別割)は新規登録年月日によって税額が異なります

4月1日時点で、新規登録(車検証には初度検査年月日と記載)から**13年を超えている軽自動車は、税額が増額**されます。令和6年度の税額は次のとおりです。

車両の種類	旧税率 平成23年4月1日～ 平成27年3月31日 に新規登録された車両	標準税率 平成27年4月1日以降に 新規登録された車両	重課税率 平成23年3月31日以前に 新規登録された車両
三輪車	3,100円	3,900円	4,600円
自家用	貨物用	4,000円	6,000円
	乗用	7,200円	12,900円
営業用	貨物用	3,000円	4,500円
	乗用	5,500円	8,200円

※新規登録年月日によって税額が異なるのは三輪車・四輪車のみです。

※環境性能に応じたグリーン化特例については、令和5年4月1日～令和6年3月31日に最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車のうち、環境性能に応じた特例措置の対象となっている車両に対し、令和6年度のみ税額を軽減します。

全額公費による新型コロナワクチンの接種は 3月31日で終了します

自己負担額なしでの接種を希望する人は、期間内に接種を受けてください。

※4月1日以降も接種を受けられますが、有料となります。

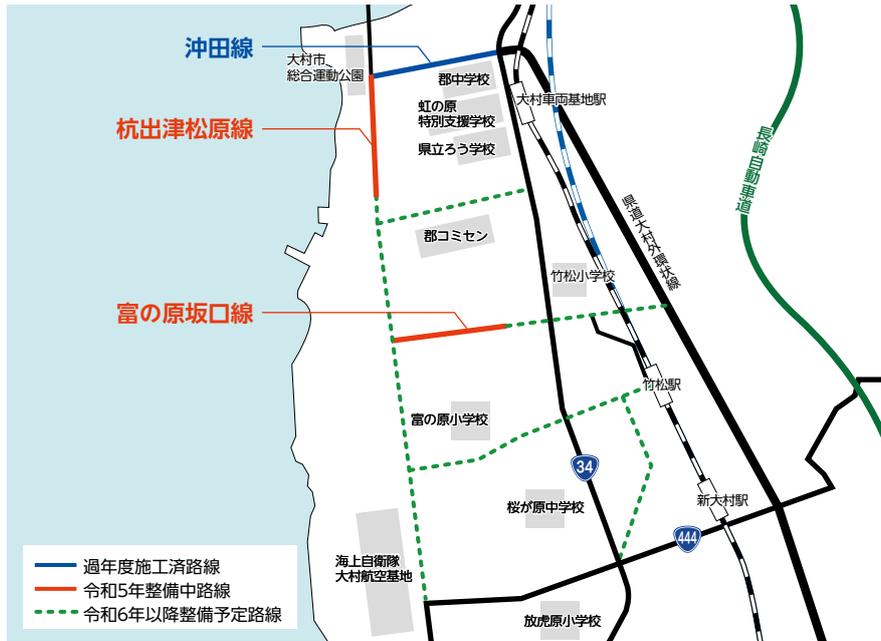
※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



自転車通行空間整備を進めています

令和2年度に策定した自転車ネットワーク計画に基づき、自転車を安全に利用できる環境を整えるため「自転車通行空間整備」を進めています。

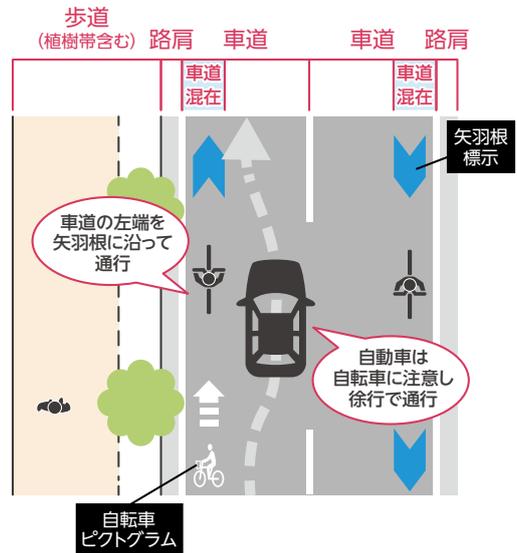
現在、市道杭出津松原線・市道富の原坂口線の一部で「車道混在型」の整備を行っており、次年度以降も順次整備を予定しています。



Q. 車道混在型の整備とは？

A. 道路交通法上、歩道と車道の区別があるところでは、自転車は車道の左端（路肩）を通行することが原則となっています。そのため、車道混在型の整備を行い、車道の路肩側に青色の矢羽根の形をした路面標示を設置することで、自転車の通行空間と走行方向を明示し安全性の向上を図ります。また、自動車の運転手に対しても自転車通行への注意喚起を促します。

令和4年度に市道沖田線で車道混在型の整備を実施しました。



Q. 矢羽根路面標示の上は自動車でも通行していいですか。

A. あくまでも車道ですので、自動車が矢羽根標示の上を通行することは可能です。ただし、自転車の通行中は、できる限り徐行し、自転車を避けて通行するなどの配慮をお願いします。